

30 高教福第 467 号

平成 30 年 8 月 9 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育員会事務局

教職員・福利課長

「単身赴任手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「単身赴任手当の運用について（通知）」（平成 2 年 3 月 13 日付け元高人委第 255 号人事委員長通知）の一部改正に伴い、「単身赴任手当の取扱いについて」（平成 2 年 4 月 25 日付け 2 教義第 156 号・2 教高第 174 号教育長通知）の一部を下記のとおり改正しましたので、管内の学校長及び職員に周知するとともに、適切な取扱いをお願いします。

記

1 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

2 主な改正点

配偶者との別居に係る「やむを得ない事情」について、保育所等に在所している同居の子の年齢制限を廃止する。

3 適用年月日

平成 30 年 7 月 27 日

新旧対照表

(新)

単身赴任手当の取扱いについて（按粋）

- 1 略

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア・イ 略

ウ 別居

(ア) 略

(イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次のaからeの事情があることである。（規則第2条）

a～d 略

e その他配偶者が職員と同居できないと認められるaからdに類する事情

人事委員会が定める「aからdに類する事情」は、次のとおりであること。（人事委員長通知規則第2条関係第2項）

(a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(b) 配偶者が保育所等に在所している同居の子を養育すること。

(c)～(h) 略

(旧)

単身赴任手当の取扱いについて（按粋）

- 1 略

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア・イ 略

ウ 別居

(ア) 略

(イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次のaからeの事情があることである。（規則第2条）

a～d 略

e その他配偶者が職員と同居できないと認められるaからdに類する事情

人事委員会が定める「aからdに類する事情」は、次のとおりであること。（人事委員長通知規則第2条関係第2項）

(a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(b) 配偶者が保育所等に在所している満3歳以上の同居の子を養育すること。

(c)～(h) 略

(新)

(ウ) 略

エ・オ 略

(2) 権衡職員（条例第 21 条の 2 第 3 項及び規則第 5 条）

(1) の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等 (1) の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても (1) の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア～ウ 略

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第 5 条第 2 項第 3 号）

(ア) 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 3 項）

a 子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b 略

(イ)・(ウ) 略

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して 3 年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認め

(旧)

(ウ) 略

エ・オ 略

(2) 権衡職員（条例第 21 条の 2 第 3 項及び規則第 5 条）

(1) の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等 (1) の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても (1) の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア～ウ 略

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第 5 条第 2 項第 3 号）

(ア) 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 3 項）

a 満 3 歳以上の子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b 略

(イ)・(ウ) 略

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して 3 年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認め

新旧対照表

(新)

るものを含む。) 職員で、単身の要件を満たす職員 (規則第 5 条第 2 項第 4 号)

(7) 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 4 項)

- a 略
- b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居 (所在する地域を異にする 3 以上の公署に勤務したことににより 2 回以上住居を移転した職員 (以下「転々異動職員」という。)) 以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

c ～ k 略

(イ) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 5 項)

- a 子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居 (転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

b 略

カ～ケ 略

(3) 略

3・4 略

(旧)

るものを含む。) 職員で、単身の要件を満たす職員 (規則第 5 条第 2 項第 4 号)

(7) 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 4 項)

- a 略
- b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満 3 歳以上の子を養育するため、転居 (所在する地域を異にする 3 以上の公署に勤務したことににより 2 回以上住居を移転した職員 (以下「転々異動職員」という。)) 以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

c ～ k 略

(イ) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。(人事委員長通知規則第 5 条関係第 5 項)

- a 満 3 歳以上の子で学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居 (転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。) すること。

b 略

カ～ケ 略

(3) 略

3・4 略

○単身赴任手当の取扱いについて

(平成2年4月25日 2教義第156号・2教高第174号)

高知県教育長通知

単身赴任手当については、公立学校職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第21条の2及び単身赴任手当に関する規則（以下「規則」という。）に規定されているところでありますが、これの取扱いに当たっては、下記事項に留意しあわせて所属職員に周知のうえ当該職員の届出等に遺漏のないようにしてください。

記

1 用語の意義

- (1) 異動・移転 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転をいうものであること。
- (2) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものであること。
- (3) 別居 配偶者と生活の本拠を異にしていると認められる場合をいうものであること。
- (4) 単身 生活を共にする者がいないことをいうものであること。

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件（条例第21条の2第1項及び第3項）

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア 条例第21条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員

住居の移転を伴う直近の異動・移転に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員であること。（単身赴任手当の運用について（平成2年3月13日付け元高人委第255号人事委員長通知。以下「人事委員長通知」という。）単身赴任手当の条項関係）

人事委員会が定める「これに準ずる職員」は、住居の移転を伴う直近の異動・移転に際して、同居していた配偶者が転居した職員で次に掲げるものであること。

(ア) 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前に在勤していた公署の通勤圏（通勤距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下同じ。）内に所在する住宅に転居する職員

(イ) (2)のオの(ア)のaからcまで、e、f及びhの事情があると認められる職員

イ 転居

(ア) 転居は異動・移転に伴うものであることが必要であり、採用、出張等に伴うものは含まれない。

- (イ) 転居は必ずしも異動・移転と同時に行われる必要はなく、異動・移転の後に一時、異動・移転前の住居から通勤していた場合も、通常、異動・移転から 1 月以内に転居した場合は、異動・移転に伴う転居と認め得る。
- (ウ) 転居の日とは新住居に入居した日（転入日）をいう。

ウ 別居

- (ア) 同居していた配偶者と別居することが必要であり、異動・移転前に既に配偶者と別居していた場合は対象とならない。

ただし、単身赴任手当の支給されていた者に更に異動・移転があつて引き続き単身赴任した場合で、条例第 21 条の 2 第 1 項ただし書の距離制限を満たす場合は引き続いて単身赴任手当が支給される。

- (イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次の a から e の事情があることである。（規則第 2 条）

- a 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- b 配偶者が学校等に在学している同居の子を養育すること。
- c 配偶者が引き続き就業すること。
- d 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- e その他配偶者が職員と同居できないと認められる a から d に類する事情

人事委員会が定める「a から d に類する事情」は、次のとおりであること。（人事委員長通知規則第 2 条関係第 2 項）

- (a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。
- (b) 配偶者が保育所等に在学している同居の子を養育すること。
- (c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子を養育すること。
- (d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。
- (e) 配偶者が学校等に在学していること。
- (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅で通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- (g) 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の前日までに住宅（職員が当該異動・移転の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下(g)において同じ。）を購入する契約又は住宅を新築する建築工事の請負契約を締結した場合で、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、異動・移転の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合を除く。
- (h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(a)から(g)に類する事情

- (ウ) 異動・移転に伴う転居による別居であることが必要であり、異動・移転後に赴任先で一時期配偶者と同居した場合は異動・移転に伴う別居とはいえない。

エ 単身

- (ア) 賄い付きの下宿や世帯用宿舎にただ単に同僚と入居する場合等で生活を共にしていないと認められる場合は手当が支給されるが、職員又は配偶者の父母、子と同居している場合は生活を共にしていると認められ、要件を欠くこととなる。
- (イ) 別居の時点で1月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれることが必要である。
- (ウ) 一時期配偶者以外の同居者がいたがその後に単身となった場合も、単身の要件を満たした時点から支給される。

オ 距離制限

- (ア) 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難であることが必要である。また、単身赴任中に更に異動・移転があり、勤務公署が変わった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難でなくなった場合は、単身赴任手当は支給しない。（条例第21条の2第1項ただし書）
- (イ) 通勤困難とは、次のa又はbの基準に該当する場合をいう。（規則第3条）
 - a 通勤距離（通勤経路が複数ある場合は最短のもの）が60km以上であること。
 - b 通勤距離が60km未満（50km以上の場合に限る。）で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からaに相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- (ウ) 人事委員会が認める「aに相当する程度に通勤が困難である」場合は、次のとおり。（人事委員長通知規則第3条関係第2項）
 - a 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合（自動車で通勤することを常例とする場合で、住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前の住居又は配偶者の住居から自動車での通勤時間が1時間以内の場合は除く。）
 - b 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤した場合において、次のいずれかに該当するとき。
 - (a) 公署の始業時刻前に到着するために住居を出発する時刻から始業時刻までの時間（以下「実通勤時間」という。）が2時間以上である場合
 - (b) 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合で、始業時刻前1時間以内に公署に到着するために利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
 - (c) 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合で、公署から住居への帰宅にあたって公署の終業時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
 - c その他通勤が困難であると認められる場合
- (エ) 通勤経路の長さは通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路について徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤したものとした場合の経路を交通方法に応じて次の手段により合計する。（人事委員長通知規則第3条関係第1項）
 - a 徒歩 地図上の距離（実地の測定に優先するものと解してはならない。）
 - b 鉄道等の交通機関 営業距離（最寄の営業所等で確認）

c 船舶 航路距離（ 〃 ）

(ウ) 通勤時間及び実通勤時間は、次の区分に応じて、各区分に定める時間により算定する。（人事委員長通知規則第 3 条関係第 3 項）

a 徒歩の区間 5 キロメートルを 60 分に換算した時間（当該区間を自転車で通勤することが適当であると認められる場合は、10 キロメートルを 60 分に換算した時間）

b 交通機関を用いる区間 定められた運行時間

c 自動車を用いる区間 37 キロメートルを 60 分に換算した時間

（2）権衡職員（条例第 21 条の 2 第 3 項及び規則第 5 条）

（1）の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等（1）の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても（1）の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア 国家公務員等から人事交流等により採用されたことに伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員（条例第 21 条の 2 第 3 項）

国家公務員等とは、条例第 16 条の 3 第 2 項に規定される国家公務員等をいう。

イ 再任用されたこと、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰したこと、退職派遣から採用されたこと又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 26 年高知県条例第 41 号）第 1 条の 2 第 1 号の規定による休職（以下「研究休職」という。）から復職したことに伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員（規則第 5 条第 2 項第 1 号）

ウ 異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤困難とは認められないが、異動・移転後に在勤する公署の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、単身の要件を満たす職員（規則第 5 条第 2 項第 2 号）

職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものは、高知県公務員宿舍規則（昭和 32 年高知県規則第 20 号）第 5 条第 1 号に掲げる者であること。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 2 項）

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第 5 条第 2 項第 3 号）

(ア) 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 3 項）

a 子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b その他子が職員と同居できないと認められる a に類する事情

(イ) 条例第 21 条の 2 第 1 項ただし書の距離制限については現に子の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難であることが必要となる。

(ウ) 子が複数ある場合はそのうちの 1 人について支給要件を満たせば単身赴任手当が支給される。

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）職員で、単身の要件を満たす職員（規則第5条第2項第4号）

(ア) 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。（人事委員長通知規則第5条関係第4項）

- a 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた通勤圏内に所在しない住宅をいう。以下同じ。）に転居すること。
- b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居（所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。
- c 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受ける子を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- d 子が異動・移転の日以後に疾病等を発症し、異動・移転に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合に、当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
- e 育児休業した配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- f 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- g 配偶者が異動・移転の日以後に疾病等を発症し、異動・移転に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合に適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
- h 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- i 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（住居の移転を伴う直近の異動・移転の日の前日以前から所有している住宅で旧勤務地住宅であるものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- j 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（転々異動職員又はその配偶者が異動・移転の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- k その他配偶者が職員と同居できないと認められる a から j に類する事情

(イ) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。（人事委員長通知規則第5条関係第5項）

a 子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居（転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情

カ 異動・移転に伴い転居し、やむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、エの(ア)の人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、異動・移転直前の住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難と認められるもの（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（規則第5条第2項第5号）

キ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者等と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）職員で、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（規則第5条第2項第6号）

人事委員会の定める特別の事情は、オの(ア)及び(イ)のとおり。

ク ウからキの「異動・移転」を国家公務員等から人事交流等により採用されたこと、再任用されたこと、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰したこと、退職派遣から採用されたこと又は研究休職から復職したこととした場合に、ウからキの職員に該当することとなる職員（規則第5条第2項第7号）

ケ その他条例第21条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員（規則第5条第2項第8号）

人事委員会の定める職員は次のとおり。（人事委員長通知第5条関係第6項）

(ア) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員で、やむを得ない事情（配偶者のない職員はエの(ア)の人事委員会の定める事情）により同居していた配偶者等と別居し、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（10.4.1適用）

(イ) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転した後、当該異動等の日から3年以内に人事委員会の定める特別の事情により同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認める、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（10.4.1適用）

(ウ) 配偶者のある職員で単身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等の前から

配偶者のない職員であったものとした場合にエからク又はケの(ア)若しくは(イ)の職員たる要件に該当する職員

- (エ) 国家公務員等から人事交流等により職員となった者のうち、職員又は国家公務員等から引き続き人事交流等により国家公務員等となったことに伴う転居を、職員としての異動・移転によるものとみなした場合に（１）又は（２）のウからキ若しくはケの(ア)から(ウ)の職員たる要件に該当する職員（２.４.１適用）
- (オ) 単身赴任手当を支給されていた職員が、人事交流等により国家公務員等となり引き続いて職員となった場合で、国家公務員等であった期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員（２.４.１適用）
- (カ) 再任用された職員、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰した職員、退職派遣から採用された職員又は研究休職から復職した職員のうち、再任用の直前の職員として引き続き在職期間中の勤務箇所又は派遣期間中若しくは休職期間中の勤務箇所を公署とみなした場合に、再任用、職務への復帰、退職派遣からの採用又は研究休職からの復職前から引き続き（１）又は（２）のウからキ若しくはケの(ア)から(ウ)の職員たる要件に該当する職員
- (キ) 単身赴任手当を支給されていた職員が、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等へ派遣され、又は研究休職し、引き続いて職員となった場合で、派遣されていた期間又は研究休職期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員
- (ク) 採用に伴い同居していた配偶者と別居した職員及び採用後の結婚時から別居している職員が、異動・移転後なお引き続き単身である場合で、当該別居が異動・移転によるものとしたならば、（１）又は（２）のウ、エ若しくはカの職員たる要件に該当する職員（３.４.１適用）
- (ケ) 異動・移転に伴う転居後、結婚したがやむを得ない事情により結婚時から配偶者と別居している職員（結婚に先立つ異動・移転がなければ、配偶者と同居可能な職員に限る。）が、結婚後の最初の定期人事異動発令日以降も、なお引き続き単身で生活することを常況となった場合（満 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居している場合を含む。）で配偶者の住居からは通勤困難であると認められる職員（12.4.1 適用）
- (コ) 再任用された職員、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰した職員、退職派遣から採用された職員及び研究休職から復職した職員で、(ク)又は(ケ)の職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員
- (サ) 単身赴任手当を支給されていた配偶者が異動・移転に伴い職員が居住する住居に転居した日と同日の異動・移転に伴い住居を移転することにより引き続き配偶者と別居することとなった職員で、異動・移転の直前の住居から異動・移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身又は満 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (シ) その他（１）の要件を満たして単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員

(3) 支給額（条例第 21 条の 2 第 2 項）

単身赴任手当の支給額＝3 万円＋加算額

ア 加算額（規則第 4 条）

加算額は職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離が 80km 以上の職員について、交通距離に応じて次の額となる。

80 キロメートル以上	100 キロメートル未満	6,000 円
100 キロメートル以上	150 キロメートル未満	8,000 円
150 キロメートル以上	200 キロメートル未満	10,000 円
200 キロメートル以上	250 キロメートル未満	12,000 円
250 キロメートル以上	300 キロメートル未満	14,000 円
300 キロメートル以上	500 キロメートル未満	16,000 円
500 キロメートル以上	700 キロメートル未満	24,000 円
700 キロメートル以上	900 キロメートル未満	32,000 円
900 キロメートル以上	1,100 キロメートル未満	40,000 円
1,100 キロメートル以上	1,300 キロメートル未満	46,000 円
1,300 キロメートル以上	1,500 キロメートル未満	52,000 円
1,500 キロメートル以上	2,000 キロメートル未満	58,000 円
2,000 キロメートル以上	2,500 キロメートル未満	64,000 円
2,500 キロメートル以上		70,000 円

イ 交通距離

(ア) 交通距離は配偶者等の住居から職員の住居までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路（当該経路が複数ある場合は最短の経路）を徒歩及び交通機関（航空機を除く。）により往来した場合の経路を交通方法に応じて（1）のオの(エ)の a（徒歩）から c（船舶）までの手段により合計した距離となる。

(イ) 配偶者のない職員で距離制限を満たす異動・移転に伴う転居により別居した満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が複数ある職員については、そのうち(ア)の交通距離が最も長い子により加算額を支給する。

ウ 支給調整（規則第 6 条）

配偶者が単身赴任手当又は（2）のアの国家公務員等として単身赴任手当に相当する手当を受ける職員には、その間、単身赴任手当は支給しない。（民間企業の単身赴任手当に相当する手当とは調整しない。）

3 支給方法等

(1) 届出（規則第 7 条）

ア 新たに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備した職員は、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、配偶者等の別居の状況等を届け出ること。

イ 単身赴任手当を受けている職員の住居及び同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、その旨届け出ること。

(ア) 届出に当たっては、証明書類を添付しなければならない。なお、この場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき証明書類は届出後速や

かに提出すればよいこととなっている。

この場合の証明書類の代表的なものを掲げれば別表のとおりである。

(イ) 「新たに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。（人事委員長通知規則第 9 条関係第 1 項）

(ウ) 規則第 7 条第 1 項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届に記入し、又は総務事務集中化システムに入力することとされている事項をいう。（人事委員長通知規則第 7 条関係第 2 項）

ウ 単身赴任届の記入方法については別添を参照のこと。

(2) 支給の始期、終期及び支給額の改定（規則第 9 条）

ア 新たに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の要件を具備した場合、支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。

イ 職員が異動・移転後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するときは、当該異動・移転の発令日を同条第 1 項又は第 3 項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。（人事委員長通知規則第 9 条関係第 2 項）

ウ 職員が条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を欠くに至った場合（職員が離職又は死亡した場合、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満 15 歳又は満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の翌日を迎えた場合を含む。）は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

エ アの場合（支給額の改定るときは、増額する場合に限る。）で届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。

（注）「届出を受理した日」及び「届出 15 日計算」については、扶養手当の場合に同じ。（人事委員長通知規則第 9 条関係第 3 項）

4 平成 2 年 4 月 1 日に現に単身赴任している職員の取扱い

(1) 4 月 1 日前に条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備する職員については、4 月 16 日までに単身赴任届が提出された場合は 4 月分から単身赴任手当が支給される。

(2) 添付書類は原則として新規認定の時と同じものとする。

(3) 別居のときの事情の証明書類は、届出時の診断書、在学証明、就学証明等によることができる。

(4) 距離制限の通勤経路、交通距離の算定の経路については届出時の交通事情によることができる。

○単身赴任手当の運用について(通知)

(平成2年3月13日元高人委第255号人事委員長通知)

改正	平成2年5月23日2高人委第64号人事委員長通知 (適用 平成2年4月1日)	平成3年3月20日2高人委第355号人事委員長通知 (適用 平成3年4月1日)
	平成10年6月17日10高人委第6号人事委員長通知 (適用 平成10年4月1日)	平成12年3月22日11高人委第302号人事委員長通知 (適用 平成12年4月1日)
	平成12年12月26日12高人委第226号人事委員長通知 (適用 平成13年1月6日)	平成14年3月28日13高人委第277号人事委員長通知 (適用 平成14年4月1日)
	平成14年7月31日14高人職第117号人事委員長通知 (適用 平成14年7月31日)	平成19年12月21日19高人委第35号人事委員長通知 (適用 平成20年1月1日)
	平成20年11月19日20高人委第22号人事委員長通知 (適用 平成20年12月1日)	平成22年7月2日22高人職第109号人事委員長通知 (適用 平成22年4月1日)
	平成24年7月5日24高人委第4号人事委員会委員長通知	平成24年11月30日24高人委第11号人事委員会委員長通知
	平成27年3月13日26高人委第26号人事委員長通知 (適用 平成27年4月1日)	平成29年2月28日28高人委第17号人事委員会委員長通知 (適用 平成29年4月1日)
	平成30年7月27日30高人委第8号人事委員会委員長通知	

職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の条例」という。)第23条の2、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「公立学校職員の条例」という。)第21条の2及び警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員の条例」という。)第12条の2(以下「単身赴任手当の条項」という。)が制定され、新たに単身赴任手当に関する規則(平成2年高知県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。)が制定されたことに伴い、単身赴任手当について下記のとおり定めたので、これによって運用してください。

記

単身赴任手当の条項関係

- 1 単身赴任手当の条項第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(次項において「異動等」という。)に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。
- 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。
 - 一 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。)内に所在する住宅に転居する職員
 - 二 規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事情があると認められる職員(前号に掲げる職員を除く。)
 - 三 その他前2号に類する事情があると認められる職員

規則第2条関係

- 1 規則第2条第4号の「人事委員会が定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅とする。
 - 一 職員又は配偶者が所有権の移転を一定期間留保する契約(次号において「所有権留保契約」という。)により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転(次号において「譲渡担保のための移転」という。)をしている住宅
 - 二 職員又は配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

2 規則第2条第5号の「前各号に掲げる事情に類するもの」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族(職員又は配偶者の父母を除く。)を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

二 配偶者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第6条の3第9項から第12項まで若しくは第39条第1項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「保育所等」という。)に在所している同居の子を養育すること。

三 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)に在学している子及び前号に規定する子を除く。)を養育すること。

四 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。

五 配偶者が学校等に在学していること。

六 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(前項各号に掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた公署(国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、国家公務員等としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この項において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この項において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号及び規則第3条関係において「異動等」という。)の前日までに住宅(職員が当該異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下この号において同じ。)を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び規則第2条第4号に該当する場合を除く。

八 その他配偶者が職員と同居することができないと認められる事情であつて、前各号に掲げる事情に類するもの

規則第3条関係

1 規則第3条第1号及び第2号の通勤距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法(職員の条例第23条第1項第2号、公立学校職員の条例第21条第1項第2号及び警察職員の条例第12条第1項第2号に規定する自動車等並びに航空機を除く。)により通勤するものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。

一 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等(縮尺5万分の1以上のものに限る。)を用いて測定した距離

二 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離

三 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離

四 一般乗合旅客自動車その他の交通機関(前2号に掲げるものを除く。)道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離

2 規則第3条第2号の「前号に規定する状況に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合(通勤のため自動車を使用することを常例とする場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の住居又は配偶者の住居から自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。次号において同じ。)

二 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合において次のいずれかに該当するとき。

イ 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署の始業の時刻(以下この号において「始業時刻」という。)前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間(以下この号において「実通勤時間」という。)が2時間以上である場合

ロ 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合であって、始業時刻前1時間以内に住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署に到着するために利用する交通機関の運行回数(2以上の交通機関を乗り継ぐこととなる場合にあつては、最も少ない交通機関の運行回数。ハにおいて同じ。)が1回以内のとき。

ハ 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合であつて、住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署から当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居への帰宅に当たって当該公署の終業の時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

三 その他通勤が困難であると認められる場合

3 前項に規定する通勤時間及び実通勤時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間により算定するものとする。

一 徒歩の区間 5キロメートルを60分に換算した時間(当該区間を自転車で通勤することが適当であると認められる場合は、10キロメートルを60分に換算した時間)

二 交通機関を用いる区間 定められた運行時間

三 自動車を用いる区間 37キロメートルを60分に換算した時間

規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第1項の規定の例に準じて行うものとする。

規則第5条関係

1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第2条の規定により退職した日(同条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)第2条第1項の規定による派遣(以下「外国派遣」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「職員派遣」という。)から職務に復帰した職員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定による採用(以下「退職派遣からの採用」という。)をされた職員又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2第1号の規定による休職(以下単に「休職」という。)から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、当該外国派遣若しくは職員派遣の期間中の勤務箇所、公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職した期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の公署と、再任用、外国派遣若しくは職員派遣から職務への復帰、退職派遣からの採用又は休職からの復職を

同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

2 規則第5条第2項第2号から第6号まで並びに第6項第1号、第2号及び第11号の「人事委員会が認めるもの」は、高知県公務員宿舍規則(昭和32年高知県規則第20号)第5条第1号に掲げる者とする。

3 規則第5条第2項第3号の「人事委員会が定める事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。

二 その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居することができないと認められる事情であって、前号に掲げる事情に類するもの

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事委員会が定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅(職員がかつて在勤していた公署(国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者)にあっては国家公務員等としての在職の間の勤務箇所、再任用をされた職員にあっては当該再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰した職員、退職派遣からの採用をされた職員又は休職から復職した職員にあっては当該外国派遣若しくは職員派遣の期間中の勤務箇所、特定法人に在職した期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この項において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

二 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。))以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。

三 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

四 子が住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び再任用をされた場合、外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰した場合、退職派遣からの採用をされた場合又は休職から復職した場合の当該再任用、復帰、採用又は復職を含む。以下「異動等」という。)の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。

六 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。

七 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、か

つ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。

八 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

九 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

十 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

十一 その他配偶者が職員と同居することができないと認められる事情であって、前各号に掲げる事情に類するもの

5 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事委員会が定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居(転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。

二 その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居することができないと認められる事情であって、前号に掲げる事情に類するもの

6 規則第5条第2項第8号の「人事委員会が定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 同一公署内における異動又は職務内容の変更等(再任用をされた者にあっては当該再任用。以下この号及び次号において同じ。)に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、規則第5条第2項第3号に規定する人事委員会が定める事情)により、同居していた配偶者等(同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ 単身で生活することを常況とする職員(研修旅費(研修、講習、訓練その他これらに類する目的のために支給される旅費をいう。以下この項において同じ。)の支給を受ける職員を除く。)

ロ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員(研修旅費の支給を受ける職員を除く。)

二 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した後、人事委員会が定める特別の事情(第4項第4号中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」とあるのを「同一公署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事委員会が定める特別の事情をいう。)により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ 単身で生活することを常況とする職員(研修旅費の支給を受ける職員を除く。)

ロ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員(研修旅費の支給を受ける職員を除く。)

三 配偶者のある職員で単身赴任手当の条項第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等(国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったものにあつては当該適用、再任用をされたもの、外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰したもの、退職派遣からの採用をされたもの又は休職から復職したものにあつては当該再任用、復帰、採用又は復職)の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 国家公務員等であったものから引き続き人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、給料表の適用を受ける職員若しくは国家公務員等から引き続き人事交流等により国家公務員等となったことに伴う住居の移転又は国家公務員等としての官公署を異にする異動若しくは在勤する官公署の移転に伴う住居の移転を給料表の適用を受ける職員としての異動又は在勤する公署の移転に伴う住居の移転とみなして職員の条例、公立学校職員の条例及び警察職員の条例並びに規則を適用した場合に単身赴任手当の条項第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は前3号に掲げる職員たる要件に該当する職員

五 単身赴任手当の条項第1項又は第3項の職員たる要件に該当する職員が、引き続き人事交流等により国家公務員等となり、引き続き人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合で、国家公務員等として在職した期間を給料表の適用を受ける職員として在職した期間とみなした場合に引き続き同条項第1項又は第3項の職員たる要件に該当することとなる職員

六 再任用をされた職員、外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰した職員、退職派遣からの採用をされた職員又は休職から復職した職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、外国派遣若しくは職員派遣の期間中の勤務箇所、特定法人に在職した期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を単身赴任手当の条項第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの公署とみなした場合に、再任用(直近のものに限る。)、当該職務への復帰、退職派遣からの採用又は休職からの復職前から引き続き単身赴任手当の条項第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

七 単身赴任手当の条項第1項又は第3項の職員たる要件に該当する職員が、引き続き外国派遣若しくは職員派遣をされ、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職し、又は休職し、引き続き外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰し、退職派遣からの採用をされ、又は休職から復職した場合で、当該派遣先団体、特定法人又は休職中の勤務先団体に使用される者として在職した期間を給料表の適用を受ける職員として在職した期間とみなした場合に引き続き単身赴任手当の条項第1項又は第3項の職員たる要件に該当することとなる職員

八 採用に伴う住居の移転により同居していた配偶者等と別居することとなった職員又は採用後の結婚時から引き続き配偶者と別居することとなった職員が、当該採用又は結婚の後の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者については、当該公署を異にする異動又は在勤する公署の移転をした場合を含む。)以後なお引き続き単身で生活することを常況とすることとなった場合で、当該配偶者等との別居を同居後の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(国家公務員等であった者にあつては、当該採用又は結婚時に職員であったものとした場合の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転)によるものとしたならば単身赴任手当の条項第1項又は規則第5条第2項第2号、第3号若しくは第5号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

九 異動又は公署の移転に伴い住居を移転(以下この号において「異動等に

伴う転居」という。)した後結婚し、規則第2条に規定するやむを得ない事情により結婚時から配偶者と別居している職員(結婚に先立つ当該異動等に伴う転居がなかったとしたならば配偶者と同居することができたと認められる職員に限る。)が、結婚の日後最初の定期人事異動発令日以降も、なお引き続き単身で生活することを常況とする事となった場合(満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする事となった場合を含む。)で、配偶者の住居からは通勤が困難であると認められる職員

十 前2号に掲げる職員との権衡上特に必要があると人事委員会が認める職員(再任用をされた職員、外国派遣又は職員派遣から職務に復帰した職員、退職派遣からの採用をされた職員及び休職から復職した職員に限る。)

十一 単身赴任手当の支給を受けている配偶者(国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号又は第5号に掲げる職員に該当するもの、再任用をされた配偶者及び外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰した配偶者、退職派遣からの採用をされた配偶者又は休職から復職した配偶者で第6号又は第7号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。)が公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号又は第5号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、再任用をされた配偶者、外国派遣若しくは職員派遣から職務に復帰した配偶者、退職派遣からの採用をされた配偶者又は休職から復職した配偶者で第6号又は第7号に掲げる職員に該当するものにあつては当該再任用、復帰、採用又は復職。以下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は公署の移転の日から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第2項第2号又は第5号の人事委員会が認める職員を含む。)(当該日の同一公署内における異動又は職務内容の変更等(国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、再任用をされた者にあつては当該再任用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

十二 その他単身赴任手当の条項第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員

規則第6条関係

「国、地方公共団体その他のこれに相当する手当」とは、国家公務員等が受ける単身赴任手当の条項第1項又は第3項の規定に相当する手当をいう。

規則第7条関係

1 規則第7条第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類(これらの書類の写しを含む。)とする。

- 一 住民票等配偶者等との別居の状況等を明らかにする書類
- 二 診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類

2 規則第7条第1項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届に記入し、又は総務事務集中化システムに入力することとされている事項をいう。

規則第8条関係

1 単身赴任手当を受けている職員が任命権者を異にする異動(再任用前の任命権者と再任用後の任命権者が異なる場合の当該再任用を含む。以下この項

において同じ。)をした場合には、異動前の任命権者は当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届又は総務事務集中化システムによる電磁的記録を出力した書面及び証明書類とともに異動後の任命権者に送付するものとする。

2 任命権者は、職員に単身赴任手当の条項関係第2項第3号、規則第2条関係第2項第8号若しくは規則第5条関係第3項第2号、第4項第11号若しくは第5項第2号に掲げる事情があると認め、又は職員が規則第3条関係第2項第3号に該当すると認めるに当たっては、別記様式によりあらかじめ人事委員会に協議するものとする。

規則第9条関係

1 規則第9条第1項の「単身赴任手当の条項第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件の全てを満たすに至った日をいう。

2 職員が異動等の直後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に単身赴任手当の条項第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、当該異動等の発令日等をこれらの規定の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第1項の規定により支給を開始するものとする。

3 規則第9条第1項の「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い(職員の給与の支給等に関する規則の運用についての第4条の2関係第1項)の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年5月23日2高人委第64号人事委員長通知(適用 平成2年4月1日))

この通知は、公布の日から施行し、この通知による改正後の単身赴任手当の運用については、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月20日2高人委第355号人事委員長通知(適用 平成3年4月1日))

この通知は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月17日10高人委第6号人事委員長通知(適用 平成10年4月1日))

この通知は、公布の日から施行し、この通知による改正後の単身赴任手当の運用については、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月22日11高人委第302号人事委員長通知(適用 平成12年4月1日))

この通知は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日12高人委第226号人事委員長通知(適用 平成13年1月6日))

この通知は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月28日13高人委第277号人事委員長通知(適用 平成14年4月1日))

この通知は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日14高人職第117号人事委員長通知(適用 平成14年7月31日))

この通知は、平成14年7月31日から施行する。

附 則(平成19年12月21日19高人委第35号人事委員長通知(適用 平成20年1月1日))

この通知は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年11月19日20高人委第22号人事委員長通知(適用 平成20年12月1日))

この通知は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年7月2日22高人職第109号人事委員長通知(適用 平成22年4月1日))

この通知は、公布の日から施行し、この通知による改正後の単身赴任手当の運用については、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月5日24高人委第4号人事委員会委員長通知)

この通知は、平成24年7月5日から施行する。

附 則(平成24年11月30日24高人委第11号人事委員会委員長通知)

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則(平成27年3月13日26高人委第26号人事委員長通知(適用 平成27年4月1日))

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日28高人委第17号人事委員会委員長通知(適用 平成29年4月1日))

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月27日30高人委第8号人事委員会委員長通知)

この通知は、平成30年7月27日から施行する。

別記様式
協議書
[別紙参照]